

## 平成26年度 山梨県森林審議会（第1回） 会議録

1 日時：平成26年11月4日（火）午後1時30分～午後4時00分

2 場所：防災新館 409会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）市川 裕子、風間 ふたば、齊藤 敬文、清水 みどり、下澤 直幸、神宮寺 守、  
相馬 保政、辻 一幸、戸栗 敏、土橋 金六、宮澤 恭子、若尾 直子、若林 一  
明、若林 千賀子

以上14名

（事務局）長江森林環境部林務長、保坂森林環境部次長、前沢森林環境部次長（森林環境総務課  
長事務取扱）、江里口森林環境部技監、島田森林整備課長、上島みどり自然課長、橘田  
林業振興課長、関岡県有林課長、田辺治山林道課長、大竹中北林務環境事務所長、中山  
峡東林務環境事務所長、小林峡南林務環境事務所長、大芝富士・東部林務環境事務所長、  
森林整備課課長補佐、県有林課課長補佐、治山林道課課長補佐（3名）、森林整備課森  
林計画担当（3名）

4 会議次第

- （1）開会
- （2）審議会委員任命書交付
- （3）森林環境部林務長あいさつ
- （4）職員紹介
- （5）座長の選出
- （6）議事録署名委員の選出
- （7）会長・会長代行の選出
- （8）会長あいさつ
- （9）議事
- （10）閉会

5 議事に付した案件

- （1）諮問事項
  - ・富士川中流地域森林計画の樹立について
  - ・富士川上流地域森林計画の変更について
- （2）その他

## 6 議事の概要

司会：

審議会に先立ちまして、森林審議会委員の任命書を交付させていただきます。お名前をお呼びしますので、その場で林務長から任命書をお受け取り下さい。

林務長：

(各委員に任命書を交付)

司会：

それでは、ただ今から山梨県森林審議会を開催します。

最初に森林審議会の法的根拠でございますが、森林法第68条第1項の規定により、都道府県に都道府県森林審議会を置くこととされています。また、森林審議会への諮問事項につきましては参考資料9ページのとおりでございます。

続きまして、森林審議会の成立についてであります。山梨県森林審議会運営規則第5条により、委員の出席が過半数以上とされております。

当委員会の委員数は15名です。本日は、そのうち14名のご出席をいただいております。過半数に達しておりますので、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、森林審議会の審議は、公開となっております。後日、県庁ホームページより議事録の閲覧が可能となります。また、「山梨県森林審議会傍聴要領」により審議会の審議が傍聴可能となっております。本日も傍聴席が設定しております。

続きまして、本日の資料の確認をお願いします。事前資料分と致しまして、本日の次第、委員名簿、資料1 富士川中流地域森林計画(概要)、資料2 富士川中流地域森林計画作成のポイント、資料3 富士川中流地域森林計画(素案)、資料4 富士川上流地域森林計画の変更について、参考資料としまして、資料1-1から1-6までの6枚、富士川上流林道の改良計画3枚、舗装計画2枚、本審議会の設置根拠等をお示した参考資料、本日の座席表です。資料がお手元にありますでしょうか。資料が無い方はお申し出ください。

それでは、次第に従いまして、長江林務長よりあいさつを申し上げます。

林務長：

(あいさつ)

司会：

次に本日は平成26年度の第1回目の森林審議会となるため、出席している県職員を紹介いたします。(所属長以上紹介)

次に新会長選出まで、座長を選出して進行したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

委員：

(事務局一任)

司会：

それでは、風間委員に座長をお願いしたいと思います。風間委員、よろしくお願いします。なお、座長には、今回の審議会の議事録署名委員と会長及び会長代行の選任についてお願いします。

座長：

それでは、ご指名ですので、しばらくの間座長を務めさせていただきます。まず、本日の議事録署名委員については、いかが致しましょうか。

委員：

(座長一任)

座長：

座長一任でよろしいでしょうか、ありがとうございます。それでは座長一任ということで、齊藤委員と清水委員をお願い致します。よろしいでしょうか、どうぞよろしくお願い致します。

次に会長及び会長代行の選出についてですけれども、森林法第71条により、委員の互選によるとされています。ご意見をお願いします。

委員：

前期の会長であった辻委員に、引き続き会長をお願いしてはいかがでしょうか。

座長：

皆さん、いかがでしょうか。

各委員：

(異議なし)

座長：

ありがとうございます。それでは、辻委員に会長をお願いしたいと思います。

では、引き続きまして会長代行について、ご意見をお願い致します。会長代行について、ご意見いかがでございましょうか。

委員：

意見が無いようなので発言させていただきますが、会長代行についても、引き続き戸栗委員にお願いしてはと思いますが。

座長：

会長代行については、戸栗委員にお願いするというご意見でございますけれども、よろしいでしょうか。

各委員：

（異議なし）

座長：

ありがとうございます。それでは皆さんの賛同をいただきましたので、会長代行は戸栗委員と決定させていただきます。

それでは、ここで会長と会長代行が決まりましたので、私の座長を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

司会：

ありがとうございました。

山梨県森林審議会運営規則第3条により、議長は会長があたることとなっておりますので、辻会長に議長をお願いします。

辻会長には議長席にお移りいただき、一言御挨拶をお願いいたします。

会長：

（あいさつ）

議長：

それでは、早速議事に入らせていただきます。

まず、「保全部会長及び保全部会委員について」を議題にしたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局：

森林法施行令第7条により、知事は必要と認める場合は、森林審議会に部会を設けることができることになっています。本県では森林保全部会を設置しています。その所掌事務は、林地開発に関する事、保安林の指定解除に関する事、松くい虫の被害対策に関する事などでありま

す。  
部会長及び保全部会委員は、会長が指名することになっておりますので、会長から指名をお願いします。

議長：

それでは、事務局の説明が終わりました。保全部会の委員を会長指名ということですが、よろしいでしょうか。では指名させていただきます。

委員に、市川委員、風間委員、齊藤委員、若尾委員、若林一明委員の5名をお願いしたいと思いますけれども、ご了承いただけるでしょうか。

指名委員：

（了承）

議長：

ありがとうございました。

続きまして保全部会長でありますけども、会長から指名をさせていただいてもよろしいでしょうか。それでは保全部会長には、若林一明委員を指名したいと思います。ご多忙のところ恐縮ですが、よろしくお願い致します。

議長：

次に知事から諮問のありました、「富士川中流地域森林計画の樹立及び富士川上流地域森林計画の変更について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局：

（「地域森林計画の位置づけについて」、「富士川中流地域森林計画の樹立について」、「富士川上流地域森林計画の変更について」説明）

議長：

細かい数字まで入っている訳ですけども、富士川中流地域森林計画の概要と富士川上流地域森林計画の変更について、事務局から2件の提案をしたところございます。細かい内容だけに、今ここで、という内容もある訳ですけども、皆さんの御質問を受けたいと思います。再質問でも結構です。

委員：

明細な説明ありがとうございました。まず、富士川中流地域森林計画の概要で1つだけ教えていただきたいのですが、前計画の評価の中で、「林道開設」というところの実行率が46%で、これは、「林道規格よりも簡易な作業道開設が進められた」という説明がされているが、林道規格よりも簡易な作業道で、その後の安全性・保安性・保全性を含めて問題ないのかどうか、その辺を教えてください。

治山林道課長：

作業道の規格で森林保全上問題ないか、という御質問でございますけれど、県では作業道の作設に当たりまして、山梨県森林作業道作設指針を策定しておりまして、その中で林地保全に十分に配慮するような技術的な基準を明示しておりますので、それに基づいて作設するよう指導しております。

委員：

もし問題がないのであれば、あえて規格を厳しくする必要がないのではないかという風に思うのですが。林道規格に満たないけれども大丈夫ということですよ。この規格が何のためにあるのか、ちょっと素人考えでは疑問に思ってしまうのですが。

治山林道課長：

作業道及び林道開設には経費がかかるものでございます。作業道は特に林業経営及び森林施業と結びついており、林業の収益性を考えながら作設するものでありますので、「簡易で丈夫な」というところの「簡易」という意味の一つには、経済的により低コストで、という意味が含まれております。なおかつしっかりとした作業道をできる限り長い延長を作設することによって、林業経営の収益を高めるという効果をねらっております。そこに前計画ではそこに重点を置いて事業を進めてきました。国が森林・林業再生プランを作りまして、国産材の木材生産量を10年間で倍増するという目標を立てておりまして、山梨県でもそれに即する形でやまなし森林・林業再生ビジョンの中で、木材生産量を増加させていくという目標を掲げておりますので、林道・作業道、特に作業道は木材生産の生産性に向上に特に寄与するという基盤整備なので、そこに力点を置いて前計画では整備を推進したという状況でございます。

林務長：

林道と作業道との関係について補足させていただきます。林道はいわば「幹」、作業道は「枝線」、毛細血管のような感じです。作業道については、実際に伐採したり、植栽したり、下刈したり、施業に直接結びついていて、林業用の不整地でも入れるような車両中心の活用になります。林道については、場合によっては一般の車両も通行しますし、10tトラックやさらにはトレーラーまで入る場合もあるような規格になっています。

どの程度の機能を果たすのか、レベルが違うものですから、本当は「幹」も「枝」も作って欲しいのですが、現場や市町村レベルで様々な事情があって、どちらかと言えば取り急ぎ当面の森林施業をするために直接使われるものに軸足が置かれている。先程は、こうした前計画の状況を説明させていただいたものです。

このため、今後もこのままでいいかと言うと、やはり林道にも力を入れたいということで、関係者をお願いしていくということだと思っております。

委員：

ちょっと素人質問ですけれども、今、林道と作業道の話があったのですけれども、計画量とか実行量に、ある程度作業道と言ってもメートルが出てくるんじゃないかと思うのですけれども、今みたいに軸足が作業道の方にちょっと置かれたから少なくなって、実行率が下がったということですけども、種類としては林道と作業道ですので、作業道の実行量を合算して実行量を算出してはどうか。いくつも種類があるなら、話は違うかもしれませんが、「幹」と「枝」の方ですね、「枝」でもある程度ヘクター当たり何メートルというものがあるのだと思いますけれども、それを合算しては、と思いました。

治山林道課長：

地域森林計画の計上する項目については、規則で定められておりますので、その中では林道の数量を記載する形になっておりますので、こういう形にさせていただいております。ただし、作業道に関しましては、山梨県路網整備計画という県が作った路網計画の中に森林の単位面積当た

りの必要量等を明記しており、作設目標を定めてございます。

委員：

今もいろいろ皆さんの意見が出ているところで、私も1ページの林道開設のところ、計画量に対して46%で下回っている、その理由が林道の規格より簡易な作業道の開設が進められた、これは今言われる理由にならないのではないかと思うのですよね。もう少し他の表現はないかなと思うのですがね。作業道を作ったから、林道が46%下回って遅れているという言い回しというか、理由の説明はちょっとおかしいような気もするのですが、どんなものかな。

森林整備課長：

先程、治山林道課長が説明したとおり、県でも路網整備計画がありまして、林内路網密度の最適な形になるような計画を持っておりますけれども、平成22年度以降ですね、間伐をして、搬出をしていくという動きが非常に強い、国の動きがありまして、搬出をするためには、できる限り経費のかからない道、搬出のみを目的とした道、林道のように一般の方が通るとか安全性とか、もっと簡易な基準を作った中で、作業道の延長を確保して、間伐の量を確保する、そういったことが国全体でありまして、簡易で丈夫な作業道を作っていくと、そんなことがありましたので、この期間につきまして、作業道が先行したという形になっております。ただ、委員のおっしゃるとおり全体的に路網はやっていかなければならないものですから、先程、林務長が言ったとおり基幹的な林道というのも今後も引き続き計画に基づき、実施していかなければならないと考えております。

委員：

町に住んでおりまして、一番人工林スギ・ヒノキがある所でございますが、この主伐量が83%で、実行量71,900m<sup>3</sup>だとしますと、新計画量はだいたい倍になるわけですが、これだけ伐れればこれに越したことはないのですが、これらを実行していく上で、県としては、計画ではなくて、どのようなことを考えているのか1点と、私有林の要整備森林面積を確保していくということに対しても、さらに現在よりまだたくさんやっていかなければならないと思うのですけれども、その辺の施策を考えているか、参考で結構ですから、教えていただければありがたいと思います。

森林整備課長：

主伐面積の確保ということですが、地域森林計画というのは資源的な計画でありまして、先程、各年齢級のグラフがありましたけれども、そういったものの中で、伐っていく木が多くなっていく。そういう中で、昨年度の森林・林業白書によりますと国全体の需要量が減少していく中であっても、供給量自体は平成14年度以降若干ずつ増えていくと、国産材の比率も徐々に高まっている傾向でありますので、そういう傾向の中で素材生産業界からも伐採に対する主伐の要望というのが聞こえてくるところであります。そういったものに対しまして県では、主伐だけではないのですけれども、毎年6,000ヘクタールの森林整備をしていくと、これは地球温暖化防止の第2約束期間の森林整備量ですけれども、そういったものの中で、間伐や保育を行っていくと、そ

れから先程の作業道・林道もやってといった支援等もしながらですね、主伐の量が何とか確保できるような取組ということでやっていきたいと考えております。

委員：

直接関係ないですがね、資料1「森林計画区の概況」というのがありますが、そこに一番下に「交通」というのがありますね、早川・芦安連絡道計画というものがある。この辺の計画がどいう風な計画で、もしこういうものが進行してきた時に、森林林業に関する影響、そんな風なことも考えられるような状態なのですか、今は。芦安連絡道路計画というのは、どんな風な状況なのでしょうか。

会長：

これは、甲府盆地側の南アルプス市芦安と早川町の一番奥の、まだ奥はあるわけですけども、町では一番奥の奈良田地域を普通の生活道路で結んでいきたいと、早川町は行き止まり、あるいは芦安にしてもどっちかと言えば行き止まりの南アルプス市では、そこを10kmくらいで道路が、完全な生活道路が開くわけですけども、今の計画ですと芦安の方の県道・林道へ繋がる早川からの道が総延長5kmで繋がるというような地点で結ばれるわけですので、非常に交流も活発化するし、南アルプスの入り口というか、相当広い範囲の南アルプスの県有林の地域に当たりますので、頻繁に出入りするには、山へ行く管理には都合が良いわけです。5km開く道で、とりあえずトンネルが4km近くで繋がるということですので、この道が完成した結果の中では、林業の振興にも十分役立っていきますし、この道路を林道網だとか森林作業道で繋げる可能性もありますし、なおかつ、違う面でも人的交流、観光的な振興ということで、この道は評価していただけるのではないかと思います。また、今回の地域森林計画で位置づけていただいたこともありがたいし、この部分は県の県有林の部分に当たりますので、そんな点でもこれから林業振興には間違いなく寄与していくと、こんな風に思っております。

それから、中部横断道の問題はね、あと3年で双葉から新清水まで富士川沿いに完成するというので、今、最終的な完成に向かって工事が至るところで行われておりますけれども、これらも、峡南地域の林業振興には非常に便利な道として、大きな大きな主要道ですけども、一方で、森林・林業の活性化についても、別途寄与していくということは私共の地域では感じているところですけどもね、だから早い完成が待たれる訳です。雨が降っても低雨量で国道が全面通行止めになり、集落が孤立化されたり、峡南地域はそういう地域だけに、色々な点で地域の林業振興から始まって、そういう足かせになっていますので、やはり道路というのは、先程から話題になっている、現場へ行く森林作業道から始まって、その次の林道、そして搬出する整備された一般道という繋がり、やはりネットワークとして重要じゃないかなと思います。特に地域が遅れているだけに、そういう意味からも地域の林業を主体とした産業を強固にしていく意味からも私は大事な部分だなと感じます。

委員：

先程の説明で聞き損なっているかもしれないですけども、例えば地域森林計画書の10ページ、11ページに太字で下線が引いてある文章があるんですけども、それは意味がちょっとわ



からなかったの。

事務局：

これは、先程やまなし森林・林業再生ビジョンと国の全国森林計画に即した部分を、どのようにコメントしているのか、コメント部分がわかりやすいように、下線を引かせていただいています。

委員：

11ページの木質バイオマスの利用について太字になっているものですから、何か具体的な取組はあるのか、木質バイオマスの利用を考えておられるかどうかお聞きしたい。

林業振興課長：

木質バイオマスの利用に関してでございますけれども、木質バイオマスの利用計画につきまして、昨年度末に「山梨県木質バイオマス推進計画」を策定致しました。その中でバイオマス資源につきましては、まだまだ未利用な間伐材等が年間で5万4千 $\text{m}^3$ 程度は利用できるのではないかと、これは全県の話ですけれども、そういった推進計画を立てました。また、木質バイオマスのエネルギーとしての利用量を推定致しまして、これにつきましては6万7千 $\text{m}^3$ 年間に利用が可能だという数字を出しております。現在、木質バイオマスのエネルギー利用量は平成24年度の数字で言いますと2万2千 $\text{m}^3$ ということですから、まだまだ森林資源をエネルギーとして利用することができるという数字になっておりまして、こういった計画を推進するために、今年度、ペレット製造施設だとかチップ製造施設等を作っております、未利用バイオマス資源の利用に繋げるようにしている状況でございます。

委員：

ちょっと地域が異なるのですけれども、こういう質問をするのであれば、ちゃんと読んでおけば良かったのですけれども、  
の方でバイオマスを使って発電所を作るとか作らないとか、  
の方であるような計画を  
新聞でちょっと見たことがあるのですけれども、木質バイオマスの具体的なペレットとかチップですけれども、これは燃やすことが前提だと思うのですけれども、燃やすのは暖房的なものなのか、そういうことを聞いておきたいなと思います。

林業振興課長：

先程申しましたバイオマスのエネルギー利用というのが年間に6万7千 $\text{m}^3$ というお話をさせていただきましたけれども、これは、熱利用、それから発電を含めまして、「燃やす」という意味での利用量ということでございますので、この範囲内で利用していただくというのが、適正な量だと考えております。

委員：

皆さんあまり知らないと思いますが、森林組合というのは山梨県内に11、11が集まって連合会を作っております。かつては山梨県下に森林組合というのが百何十という、1つの小さな村

があれば、そこに1つの森林組合があるよという、それが合併に合併を重ねて、今の11というところに来ております。先程から林道あるいは作業道という話が出ておりましたけれども、私共、作業をする立場の、木を伐ったり植えたり造林したりする、そういう立場から言いますと、林道があちこちにいっぱいあった方が何をすることも楽。何をすることも。木を伐って運び出すために、狭い作業道みたいなところで、やっと自動車が走るというのであれば、例えば10トン車が1回で1度行けば全部運び出してしまうような、2トン車や小さい車では5回も6回も行ってやっと運び出せるということになると、非常に経理の上でたいへんなこととなりますね。ですから希望とすれば、林道は山梨県下、いたるところに本当にたくさんあるな、ということであれば一番いいわけですが、これはなかなかたいへんなことですね。普通の甲府盆地の道を作ることと、見える山の上に道を作ることとは、経理の上で何十倍もかかる。その辺のところは非常に難しいわけですね。そして特に峡南地方、今ここに出ております富士川中部という地方は、皆さんあまりご存じないかもしれませんが、急峻な、平らな丘のような箇所ではないです、切り立つような山が両側にあり、その間を富士川や支流が流れているわけですから、林道を作るとなると、先程、林務長さんもおっしゃられたけれども、気持ちはあっても、県でもあそこに作りたいなという気持ちはあっても、なかなか進まない。昨年、南部町から旧下部町までの林道、約30kmの林道がやっとできあがりしましたが、その林道を作るために23年かかったのかな。ご存じのとおり急峻なところに作るわけですから、山間を縫って作るわけですから、容易ではありませんね。1つの林道を作るのに23年もかかって。やっとできあがったというそういう情勢でございますから、そういう山梨県の地形を頭に置いてもらって、いろいろ話をしていかないと、何を考えているのかと言われ兼ねないので、あえて申し上げるわけでございます。森林作業道というのは、林道があって、そこからあそこの山を伐って運び出そうと、あるいはあそこを伐って植林をしようという時にちょっと車で入れたらいいなという、それなりに作るわけですから、林道はある程度永久的に1回作ったら、森林作業道というのは、そのうちにもうあそこはいらないからというよう道が無くなってしまう可能性がある、こういう意味合いがあるわけですが、先程の話を聞いていて、私とすれば作業をする立場の責任者として、林道がどんどんあってくれば良い、が、なかなかそうはいかない。だからそういう作業をする上で、作業をする人達の苦労も頭の中に置いていただいて、予算等を考えていただけたらありがたいとそんな風に思います。よろしく一つ県の方でもお考えいただきたいと思います。

議長：

今の話は要望ということで良いですね。

委員：

良いです。

委員：

今日いただいた資料の中で、南アルプス国立公園、それからエコパーク等の貴重な自然があると、これを保全しなければいけないと書かれているのですが、今、皆さんの話を伺っていると、林道を作らなければならないと、これ、両立させるのは非常に難しいと思われるのです。

が、この10年計画の中では、そのバランスをどのように考えていこうと構想されているのかということが一つと、それから実際に木を植えても50年先、100年先でないと実際に木材は売れないわけですね。今構想しても、たいへんその時になってですね、うまくいったと言われるか、あるいははずれたと言われるかわからないところがあるわけですが、しかし、この段階できちんとした構想を立てておくことは何よりも重要だと思えるのです。その観点に立てば、やっぱり人工林をきちんとですね、どのように育てていくのか、そこをハッキリさせておいて、そのための地域がどのくらい必要であって、どうすれば良いかというものがあって、今皆さんがお話されていたような林道の話が出ると私みたいな素人にもよくわかるのですけれども、そここのところが聞いて「こうしたい」というお気持ちはわかるのですけれども、具体的にどうなんだということがなかなかわかりにくいですね。今わかる範囲で説明していただきたいことと、やはり山梨は先程からお話が出ていますように、何と言っても森林県なのです、8割が森林ですね。これをやはり何としても生かしていくことがこれからの山梨の道だと私は思っていますので、ぜひ大きな構想の下に一つ一つの事業を、各課の皆さんに連携してお考えいただいて進めていただきたいですね。

後の方は要望ですが、前段の方は今わかる範囲でお聞かせいただきたい。

森林整備課長：

貴重な自然の保護ということで、国立公園、それから新たにエコパークに指定されておりますけれども、そういった自然を保全していくことにつきましては、法令で禁止事項として行為の制限が定められている他に、県の方でも自然環境保全地区等の地区を指定しております、そういう所と県の森林計画という所でうまく棲み分けをしまして、木材を生産する場所と、それから自然を守っていく場所、主に公益的機能を発揮していく森林と、そういったことを大まかに分けまして管理を行っているところであります。エコパークにつきましては、どちらかと言えば人の利用とか想定しておりますので、森林施業に対する制限はあまりないと思われましても、自然公園法ではかなりそういったものについては、制限があったり、許可制になっていたり、届出があったり、そういう管理を行っているところであります。

後段の方ですけれども、なかなか50年先、100年先がわからない中で、やはり資源年齢構成が利用できるところだけに偏ってきている状況は森林の公益的機能の発揮には非常に良くないことでありまして、ある程度若い山があったり、年寄りの山があったり、平準化をしていくところがありまして、それが、ひいては木材の生産にも結びついていくことですので、まずは年齢を平準化して、伐れるものは伐って、また植えて返していくという循環を作っておくことが50年後、100年後のためになると今の段階では考えております。

林務長：

今、森林整備課長の方から説明しまして、考え方はそのとおりですが、もう少し具体的な話をした方がわかりやすいかと思っておりますので、資料1-3をご覧くださいませでしょうか。

ユネスコエコパークの区域と今回樹立します富士川中流の区域の関係を示しております。色が青・緑・赤の箇所がユネスコエコパークの区域で、手書きの矢印線から下の、早川町、富士川町、市川三郷町、身延町、南部町の黄色の区域が富士川中流域です。早川町は大部分がエコパークに

入ってきますけれども、富士川町、市川三郷町、身延町、南部町はエコパークから外れています。

早川町でも人工林がたくさんあるのですが、厳正に自然環境の保全を図っていかなければならない核心区域や、緩衝区域、奥地の天然林も多い状況です。あるいは人工林であっても、県有林の施業方針で言う「公益移行林」として、針広混交林に誘導していくような、森林施業は行うけれども積極的な林業生産活動の対象にはならない森林になっています。

黄色の区域は、県の中でも人工林の比率が高い区域で、積極的に林業生産活動をやっていくエリアで、その中間に当たるのが早川町の移行区域あたりかと思います。

このように、保全すべきところは保全していくのですが、林業生産活動との関係では、地域割りとして、予めだいたいの棲み分けができていていると思います。

もう一点、資料1 - 4をご覧いただきたいのですが、上に全国、下の富士川中流とあります。下の目盛りでいくと 齢級、 齢級から 齢級ぐらいの森林が非常に多いですけれども、これは45年生から55年生くらいで、人工林の生長量が旺盛な所を過ぎて、壮年期といいますが生長が鈍化してくる時期なので、木材の効率的利用という面では、まさに「伐り時」です。

一番の「伐り時」の所に集中しているような年齢構成ではなくて、本当は真っ平らにしたいのですが、それは一気にはいきません。ご指摘のとおり何十年もかかるとは思います。徐々に平らな方向に誘導していきたいということです。この地域森林計画というものは、法令に基づき5年毎に10年を一期として定めるものなので、当面10年間で、出ている頭をできる限り抑えていこうということで伐採量を計画しているというふうにお考えいただければと思います。

森林計画を立てる時の細かい計算の仕方については、全国統一の制度なものですから、林野庁の方からいろいろ指導があります。林業用語なりですが「保続計算」というものがありまして、5年、10年と木を育てて、こういう計画量で伐っていった時に、その先、長期的にはどうなるのか計算するようなルールになっています。積極的に伐るのは良いのだけれども、伐りすぎてしまうと別の問題が出てきますので、そこまでいっていないことをチェックする手法が確立されていて、そういう計算をした上で、当面10年間の伐採の計画量を計上しているということです。

委員：

たいへん丁寧なご説明ありがとうございました。よくわかりました。かつてもそういう風に緻密な計算の上でやってきたと思うのですね。でもやっぱり現状これだけの課題が抱えているとお話を伺っていて感じています。ですから、ぜひこれからも十分な検討を加えていただけていただければありがたいと思っています。

一つだけお願いしておきますけれども、天然林地域というか自然林地域と野生動物の関係、それから人工林地域におけるシカ等の食害等について考えますとね、非常に森林経営は難しい問題を抱えていると思います。この点について、方策というか基本的な考えを早く県の方で統一して、県民の皆さんに広くわかるように示していただければありがたいと思います。

議長：

要望で良いよろしいですか。

委員：

要望で良いです。

議長：

皆さんの自己紹介をすれば良かったのですが、失礼しました。新しい委員さんの名簿が手元ありますので、自己紹介に代えさせてください。新しく委員になった さんですね。

委員：

(自己紹介)

議長：

もう一人、委員の さん、自己紹介をお願い致します。

委員：

(自己紹介)

委員：

私は材木のことならほとんどわかりますけれども、先程木質系のバイオマス発電という話が委員さんから出ましたが、県からの説明ですと、年間で6万7千 $m^3$ ですか、これは全県下と言われておりましたけれども、この辺はもうちょっと、間伐材のことも踏まえて説明をお願いしたいと思います。

林業振興課長：

今年から始まっております「木質バイオマス推進計画」の中の木質バイオマスのエネルギー利用量6万7千 $m^3$ でございますけれども、未利用木材ということで、これは山の中から切り出されます間伐材、それから製材の時に出ます製材端材、そういったものの合計で6万7千 $m^3$ くらいが年間でエネルギー用として使われるということでございます。その他に木材でございますから、まずは製材用、それから合板用といったものもございまして、全部で県の計画では、平成33年の時に「やまなし森林・林業再生ビジョン」の中では、全体で26万7千 $m^3$ という生産量を目指しており、そのうち6万7千 $m^3$ がバイオマスエネルギー用として使われることが可能だという数字でございます。

委員：

先程、委員さんから話が出ましたけれども、 できかんにその話が進行している訳ですけども、残念ながら の林地では、約9割近くが林地でありますけれども、資料1-1のようなこういう平坦な山がほとんどありません。こういう林地であれば助かるんですけども、一度伐ると植林ができない。こういう地形な所が多いものですから、なかなか間伐材を出すと言っても、路網の話も出ていましたけれども、路網も入らないというような急傾斜地が多いものですから、

バイオマスの、ここにも説明があるんですけども、1トン当たり 円で果たしてこの間伐材の搬出ができるのだろうかとかこういう心配をしております。そういうものも使って林業も活

性化していただけたなら結構なんですけれども、今の状態でしたらバイオマスの発電用に間伐材を伐って搬出する業者は見受けられません。非常に冷ややかな目で見ております。例えば半径50 km以内から集積したいということがありますけれども、周辺でも結構そういう材が出ますので、どうしてもその辺から持ってきて10トン車で10トン持ってきて運賃が円かかる、そう考えると搬出費用は出てこないと皆さん積算しておりまして、非常に難しいだろうという考えで見積もっていますけれども、私どものに当時は16社の製材工場がありましたけれども、今ゼロです。そういう状況の中、非常に期待をしつつも、林業家が商売にならないのではないかと、こういう非常に心配しております。なおかつ、うっかり県に許可されると、どんなものを持ち込まれるかわからない、という心配が、おそれがあるということが専らでの話ですので、非常に今県ではどんな状態になっているのか心配しつつも、その辺わかりましたら、ちょっと問題外なのはわかっておりますけれどもお願いします。

次長（森林環境総務課長事務取扱）：

バイオマスとはちょっと外れるかもしれませんが、の木質バイオマス発電の関係でご心配であるということで、環境影響評価を所管しております。木質バイオマスの関係につきましては私ども環境アセスの対象案件でございますので、そちらの方で持っている情報について、細かいデータは持っておりませんが、木質バイオマス発電所を今作っているところでございます。

委員さんもお承知おきいただいているところかと思っております、でございますけれども、環境影響評価をしておりまして、先般9月の下旬くらいだったかと思っておりますが、知事意見を出しております、これは評価手続きが、方法書手続き、準備書手続き、評価書手続きとありますけれども、準備書手続きが終わったところでございます。木質バイオマス発電ということで、先程ご発言がありましたけれども、今の事業者の計画では50 km圏内から集めて、主に剪定した枝を燃やすということで、今計画が進められておりまして、順調にいけば、平成28年4月くらいから発電を開始するというところでございます。これについては、市町村長からの意見が、環境影響評価の中での意見でございますが、直接環境影響評価ではございませんが、地元の間伐材等を使うようにという意見が出ているところでございます。概況はこんなところでございます。

林務長：

今、バイオマス発電の話が出ましたけれども、先程、林業振興課長が説明しているのは1施設の話ではなくて、県全体の木質バイオマスの推進計画の中での一定のマクロな見通しとして6万7千 $m^3$ という話をさせていただいたもので、これが個別の施設ごとに1対1で張り付いている訳ではありません。

バイオマス発電所は、現在の技術だと相当大規模なものでないとなかなか採算性に乗ってこないというところがあって、相当の資材を集めないといけません。一方で、本県の現在の素材・丸太の生産量は15万 $m^3$ くらいで、「やまなし森林・林業再生ビジョン」で平成33年の目標として見込んでいるのが26万7千 $m^3$ です。これ以上だと山の扱いに無理があるというレベルですが、バイオマス発電所がいくつかできると、我が県だけでできるのか、あるいは間伐材だけでできるのかと言えば、我が県のスペックを超えてくる可能性もあると思います。

実際この発電所の構想の中でも、他県の材とか、あるいは剪定枝とか、本県の山から出るもの

ではないものも含めて対応するようなお話も伺っておりまして、そこは状況を見守っていきたいと考えております。

もう1点、山から木を出す、林業としての生産性の話があります。先般機会をいただいて森林組合の皆さんにお話をさせて頂いたのですが、全国の森林の傾斜と、我が県の状況を比べてみると、県有林に関しては全国に比べて相当に険しいのは間違いないですが、民有林に関しては険しいところもあるけれど全国並みというところも相当にあって、過半はそういうところだろうと思っています。

林業をペイするように、採算がとれるようにやっていくためには、木材の価格は市場で決まってくるものなので、結局コストを下げるしかない。これは全国的にもそうなのです。その際、先程から話題に出ている路網、林道プラス森林作業道で、いかに効率的に山の仕事をできるようにしていくかということと、そうやって道を作って高性能な生産性の高い林業機械を入れていくということなどが課題になるかと思っています。

県有林に関しては、相当険しいので、これまで技術開発されていないものも含めて、全国レベルで急傾斜地向けの作業システムが確立されることが期待される面がありますが、民有林の相当部分に関しては、全国的に既に普及している作業システムでも相当に効率化がはかれる部分があると思っています。その辺のところ、後追いという部分があるとすれば、全国の中で先駆けて色々新しいことやっているところから学んでいって、生産性を高めるように努力をしていく必要があると思っています。県の方でも必要な指導なり情報提供なりしていきたいと考えています。

議長：

バイオマス発電、今、計画はだいが具体化して進んでいるのですか。いずれにしても木質ですから、材を1日どのくらい使うか計算されないことには発電所は稼働しない訳ですから、その辺が大きな課題ですね。それは県の方で関わっているのですか、原料まで。

次長（森林環境総務課長事務取扱）

直接の所管、許認可権原を持っている訳ではなくて、環境アセスの対象事業でございますので、環境アセスについて私共の課で所管していると、その範囲で関わっている状況でございます。先程ちょっと触れましたけれども、事業者が50km圏内から主たるものは剪定枝・剪定屑を集めて燃やすという説明をしているところでございます。先程言い忘れてしまいましたが、福島原発由来放射性物質の関係のものを持ち込まれるのをご心配されるというところがあって、そのところは知事意見で、どういうものを持ってくるのか明確にすること、あるいは放射性物質に関して、どういうふうにデータを取って、かつ公表するのかを含めて環境影響評価書を作れと知事意見を出してしているところでございます。具体的に今の見込みで言えば、詳しい資料を持っておりませんので記憶で恐縮ですが、平成28年4月くらいから稼働を予定しているところでございます。

委員：

私どもが一番その辺を心配しているところですね。剪定枝とは間伐材とは一概に説明をしておりますけれども、我々も業者でやっておりますけれども、一年中剪定している訳ではないですね。植栽木の剪定は夏から秋にかけて年に1度、あるいはサツキなんかは2度、それくらいなん

ですね。そういうことで1年中これが集まるかだろうかと。それから業者はインドネシアからヤシ殻を持ってくるとこういう説明をされてますね。そういうことで、その佇まいを私ども林業団体関係が間伐材等を使ってくれれば、採算に合えば大歓迎私どももしたいです。それから心配していることは他所からどういうものを持って来られるのだろうか、おそらく半径50kmから集めても足りない。こういうことが非常に心配で、どんなものを持ってこられるのかなと心配がございます。今の説明に来ている人達にそういうことを色々突っ込んで聞いても私達にはわかりませんと、コンサルがやっているわけです、事業者でなくて。非常に私ども歓迎しつつも心配するところがあります。

委員：

今のバイオマスのは、県から 委員のところへ来てるの。そうじゃないでしょ。

委員：

へ来てますけど、すでに地元へ説明があるんですね、 地区ですけど。

委員：

へ、人が来て、色々話をして何とかならんかと言う話で、私もその話を聞いたけれども、内部で、幹部で話して、これはちょっと、先程のヤシ殻の話も聞きましたので、これはまゆつばみたいな、まだまだそこまで行ってはいないなということで、一応承って、話だけ聞きましたということだけで、その後何も指示してありません。県有林だから、今話を聞いていて、委員が言うということは、県からそんな話が委員にあったのかと思ったが、そうではないですよ。

委員：

いいえ、県から一つも私の方にはありません。

県有林課長：

今日のご苦労様でございます。今バイオマス発電の話が出ておりますので、直接それとは関係はありませんが、私の方で情報を持っておりますこととお話させていただきたいと思います。県有林はFSCという森林国際認証を取っております、その集まりが先日ありまして、岩手県の住田町というところ、ここは木質バイオマスの先進地でありまして、町の施設に木質バイオマスのボイラーを使ったりしております。それが早川町さんの方でもヴィラ雨畑とかおやりになっていまして、今度、木の町サミットというのが11月22日から23日に住田町で開かれて、その中で住田町では木質バイオマスボイラーを3基、町の施設に持っておるのですが、間伐材を原料にしているものは一切ないそうなんです。住田町では何を、どういう木を原料としているかと言うと、すべて製材端材を使っているそうです。製材端材は、町内の製材工場から出てくるものを、産廃にならずに処理をするということで、ちょうど量的にもうまくツープイになるように考えてやってらっしゃるそうなんです。今、 委員からお話がありましたバイオマス 発電のものというのは、非常に規模が大きくて、それで今ヤシ殻とか色々山から取られてくる資源以外のものが必要だと、それから戦後建てられた木造家屋の更新時期で、建築廃材が出てくる、そういっ



たものを使われるのだらうと思われまので、ここに11ページに林業の振興であります、木質バイオマスの利活用という部分と今の で議論されているバイオマス発電とは全く関係がありませんし、県の森林部局、特に県有林でどのくらい伐採して、発電のためのバイオマスエネルギーに使うという予定は今のところ持っていませんので、直接的には同じ土俵でご議論していただかない方がよいのではないかなと思います。ですからここで言う木質バイオマスの利活用というのは、やはり製材端材とか、あとは間伐材でも 委員もおっしゃいましたけども、山から伐り出して、町まで運び出すのに、補助金を活用しても立法メートル当たり 円とか 円とかかかってくる可能性があります。立法メートル当たり 円という値段ではとてもペイしないと思いますので、立法メートル当たり 円、 円でペイするような活用を考えるのであれば、木質バイオマスへの間伐材の利用とか主伐材の利用というのはあると思います。伐採する木の中でも建築で使うようなA材とかB材とか、あとは、ランクを付けていまして、建築用材にならないC材、D材という質の悪いもので、うまくペイするものはバイオマスで活用しようと、今まで山に捨てられていたものだけでも活用しようと、動きを進めているというところでご理解いただければと、環境保全にも当然考慮しておりますので、そんなところをご一考いただければと思います。

議長：

関心を持って臨む材料ですね、県有林あるいは山梨の森林を対象としながら、これから、バイオマスの活用というのは多く話題となっていくと思いますので。

委員：

短くちょっと質問したい、というか確認になるかもしれませんが、資料2の作成のポイントの中の「集中豪雨等への対応」というところがあるのですが、近年ゲリラ豪雨を含めて、今までの集中豪雨や豪雪と違うような自然災害が起こることが予想されると思います。たぶん、それに対してこの対応を考えられていると思うのですが、そういったすごく大きなゲリラ豪雨の時の対応をしているよ、という確認をとれたらありがたいなということと、それからその時の危機管理ですね、起こってしまうことをすべて防ぐことはできないと思うので、起こってしまった時にどのような対応をとるか、先程の作業道なんかのことを含めるとそこを使わざるを得ないと思うのですが、そういったこともこの企画の中には入っているよ、ということの確認ができればありがたいなと思いますのでよろしくお願いします。

治山林道課長：

1点目の山地災害の対応でございますけれども、資料の計画事項17ページをお開き願いたいと思います。こちらに「保安林整備および治山事業に関する計画」というのがございまして、一番の上としまして、「保安林として管理すべき森林の種類別面積等」というのがございます。その中で保安林の種類の中に、災害の防備のための保安林というものがございまして、保安林というのは水源の涵養だとか、災害の発生防止のために保安林と指定して、行為の制限、例えば森林の伐採を制限したり、森林以外の用途への転用を制限したりして保全をはかっていくという制度でございますが、こういった災害防備のための保安林の指定について、この中で定めてございます。前

半5カ年の計画としまして、中段の災害の防備のための保安林が、これは期末の面積でございますので、10年後、この中流地域5,733ヘクタールの災害の防備のための保安林を配備する計画でございます。今期10年間の計画量としまして、480ヘクタールを指定していく計画になっております。横の17ページでございますけど、当然、山地災害を防止するためには、こういった森林を保全してだけでなく、積極的に治山事業を行っていく必要がございます。治山事業を行う場所というのは、現に集中豪雨等で荒廃した溪流や山腹崩壊等を治めていくという事業地の他に、計画的にですね、そういった山地災害のおそれのある地域、それについては県では林野庁が定める山地災害危険地区というものを指定しております。そういった山地災害危険地区については、計画的に保安林に指定していくこととしております。そういった危険地、治山事業の事業計画地、あとは山地災害の発生のおそれのある森林については、計画的に保安林に指定して保全を図るなり、治山事業を行っていくという計画の中で計上してございます。これが1点目でございます。

2点目の災害が起こってしまった時の対応でございますけれども、これは防災の危機管理の関係になりますので、地域森林計画の計画事項ではございませんので、この中では謳ってございません。これは県としまして、防災危機管理体制をしっかりと作っておりますので、その中で必要な対応を関係部局、森林環境部だけではなくて、県土整備部、総務部等と一体的に連携し、市町村等とも協力をしながら、実施をしていくということになっております。以上でございます。

委員：

最後のこともかもしれませんけれども、計画事項の第3の計画量の表のことなのですけれども、間伐面積というのは書いてあるのですけれども、主伐は面積、主伐の資料というのはどういうことになるのかなと。間伐は面積で、主伐の面積は書いてないので、何か意味があってないのかなと、逆に。

森林整備課長：

主伐につきましては、ボリュームと言いますか、立方メートルで管理している。それは山の中で資源量で管理しておりますので面積ではなく何立方という形でやっている。間伐については、それとは違って、どのくらいの面積に対してどれくらい間伐するかというのがありますので、何ヘクタールと。それは主伐がその材を使うのに対して、間伐は、搬出する分もありますけれども、保育的なものはそこで切り捨ててしまいますので、そういうことになっております。

委員：

すいません、素人の発想で、申し訳ありません。関係することかもしれませんが、その下の人工造林と天然更新ですか、たぶん人工造林は針葉樹の方かと思えますし、天然更新は主に広葉樹の方かと思えますけれども、実際、天然更新というのはどういう方法でやられているのか、ちょっと教えていただければなと思うのですけれども。

森林整備課長：

伐採するためには伐採届というものが出さなければならないことになっておりまして、伐採届には個人の森林所有者の方が木を伐った後にどのような施業とするかということも書かなければならない。その中で、人工造林するか、あるいは天然更新をするか、ということで二つに分かれます。天然更新は、萌芽とか自然にある埋設種子とか風で飛んできたりとか、そういうことで広葉樹の発生が出てくると。伐採届の中で、天然更新とした場合には、市町村が受理した中で、5年たった後でしっかり更新されているか基準がありまして、そういったところで市町村による指導ができることになっております。天然更新が足りないようでしたら、植栽を指導するとか、そういったこともできることになっております。

委員：

わかりました。ほったらかしではないということですよ。5年くらいでチェックする、天然更新の方はチェックするような機能があるということですか。

森林整備課長：

天然更新につきましては、森林法の伐採届の中ではそういったことができることになっております。

県有林課長：

県有林課の方でも補足で、天然更新についてご説明させていただきたいと思います。県有林でも従来、戦後たくさん高冷地でも伐採をしたところがあります。標高1,600m以上の高冷地でも当時伐採した箇所があるのですが、今はそういった高冷地については、今後は皆伐しないでですね、天然林へだんだん移行していくような、公益林に移行していくような、針広混交林を目指そうということにしております。そういう所につきましては帯状に伐採をし、伐採した分はやはり木材として収穫するようなつもりでおるんですが、その後につきましては、天然更新ということで、そこに例えば当時植えたのはカラマツであって、カラマツでも生えてくるでしょうし、それから周りにあるドングリのコナラとかミズナラとか、そういったものも生えてくるだろうということで、そこには木を植えないで天然更新を待つということで、少し長スパンになりますけれども、公益林に移行していく、針広混交林に移行していく、そういった施業を高冷地の方では行っております。

委員：

【森林等の現況】その他のところで鳥獣被害対策の取り組みで、「早川町にジビエ処理加工施設が完成」とありますが、これどんなものなのか、ということと、皮を処理されてるのかと。というのは、以前、さんと話をした時に、今、印伝の原料というのはほとんど輸入だそうです。山梨県のシカでも十分使えるんだけど、要するに皮をなめすまでの大型冷凍施設がないからダメだという話を聞いたのですが、こういうジビエ処理加工施設の皮はどのように処理しているのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

議長：

この8月からスタートしたのですが、非常にシカ害が多くて、何とかしなきゃといかん、ということでやっぱり捕獲して、ジビエ処理で肉を生かす、ということで、町が町営の施設を作って、そして猟友会とタイアップしながら始めているのですけれども、もう5～60頭捕っていると思うんですよ。非常に多いものですからね。今のところ、皮の話はちょっと聞いていないんですけれども、そういう問い合わせがね、あるということで話はジビエ工場に届いておりますので、何とか利用できたらと、検討してみたいなというところですね。特に今言うように山梨の特産品がシカの皮ですので、そういうものに活用できればと思うのですけれども、どういうところから問い合わせがあったか私はまだ聞いてないですが、その皮を利用したい、という話があっただけに結構なことだなと思います。非常に難しいというか、家畜なんかでも同じですけれども、やっぱり肉をおいしく食べるには、それなりの捕獲の仕方とか、処理の仕方というのがたいへんなことだなと、これは牛でも豚でも同じことだなと思いながら。ただ山へ行ってシカを捕ってくるだけでジビエに利用できるという訳ではなく、今の皮の処理の問題だとか骨の処理の問題だとか腸の処理だとか、整然と町でやっている訳でありますけれども、肉は大いに活用して、新鮮な肉を市場に出していきたいなということで、東京の方へ何回も問い合わせへ行っているのですけれども、皮も利用できたらと思います。そういうところで、印伝みたいところで、ということであれば、大いに皮の利用は十分、肉が使えなくても、皮を分けて処理しますので、その辺は一つの商品にしていけたらなというところですよ。今のところ、まだ始めて2月ですよ。

委員：

6ページを見ていて、ちょっとだけ、すぐ終わると思いますけれども、身延町の竹炭云々と書いてあります。これも新聞なんですけれども、消費者の一人として、筍が手に入らないことをしみじみ感じていたのですけれども、新聞に後継者がいなくて竹林が荒廃しているということが書いてあります。これはそういう話で、この文章を読んでいたら、高齢者の新たな雇用創出云々と書いてあって、そういう危機的な状況ではないのかなと同じページを読んでいて感じたのですけれども、「生産が本格化」という意味がよくわからない。

林業振興課長：

竹林の問題ということで、先日も南部町の方で竹林の整備ということで新聞にも出ておりました。南部町・身延町中心に竹林の整備というのが課題となっているという現状がございます。南部町の方でも竹林の整備に取り組もうということで先日の新聞に出ていたということで、新聞の報道によりますと、観光にも竹林の整備を利用していこうといった内容ですので、森林環境部でもこういった動きを応援していきたいと思っております。また、身延町で竹炭をとということでございますけれども、1999年からということで、もう15～6年前から身延では竹林の荒廃が進んでいるということから、竹炭の生産を開始しております、ここでは「生産が本格化」と書いてございますが、竹炭組合につきましては、身延町の高齢者を中心に、山から竹を伐ってきて、炭に焼いて、それを色々な商品にしていくというような取組を、もう10数年来やっているということで、「本格化」というように書いてございますが、もう軌道に乗って10年来やっているという状況でございます。

議長：

活発な意見がですね、質問もたくさん出ました。その後「その他について」という項もある訳ですが、何かこの2案件の中で色々な話題が出たと思いますが、とりあえず内容を打ち切りたいと思います。

一つだけ確認させていただきたいと思うのですが、この二つの案件が出てますけども、富士川中流地域森林計画は平成27年4月1日から平成37年3月31日ですけども、富士川上流域の変更案については計画期間の中途ですか。中途ですね。これも同じ何年から何年まででしょう。富士川上流地域森林計画は。今日は変更だけの案でしたけれども。

事務局：

平成24年4月1日から平成34年3月31日までになります。

議長：

その中での変更ですね、この議題だけですね。そのような内容について確認させていただきました。

それでは意見も出尽くしたようでありますので、質疑応答を打ち切りさせていただきます。本日の内容については、県の提案のとおりご承認をしていただけますか。よろしいでしょうか。

各委員：

(了承)

議長：

ありがとうございました。それではそのように委員会の承認とさせていただきます。なお、案の作成を事務局でお願い致します。そういうことになりますね。

それでは、その他の項について特別ななかったら、すべての審議をここで打ち切りたいと思いますがよろしいでしょうか。

ご協力ありがとうございました。以上で議長の役目を終わらせていただきます。ありがとうございました。

以上